

建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・郵送方式）実施要領

（趣旨及び定義）

第1条 この要領は、県が発注する建設工事について、受注意欲のある者の入札参加機会を確保するとともに、競争性の向上を図るため、建設工事に係る条件付き一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本競争入札 郵送により入札を行う建設工事に係る条件付き一般競争入札をいう。
- (2) 対象工事 本競争入札の対象となる工事をいう。
- (3) 発注機関 対象工事を発注する県の機関をいう。
- (4) 休日条例 和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）をいう。
- (5) 土日 休日条例第1条第1項第1号に規定する県の休日をいう。
- (6) 祝日 休日条例第1条第1項第2号に規定する県の休日をいう。
- (7) 長期休暇期間 4月29日から5月5日までの日、8月13日から8月16日までの日及び12月29日から翌年の1月6日までの日をいう。
- (8) 休日等 土日、祝日及び長期休暇期間をいう。
- (9) 入札情報システム 和歌山県が設置する和歌山県公共工事等入札情報システムをいう。
- (10) 入札公告 本競争入札を実施するために入札情報システム又は発注機関での掲示により行われる公告をいう。
- (11) 技術資料 入札参加資格要件を満たすことを証明する資料をいう。
- (12) 資格審査取扱い基準 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）をいう。
- (13) 県外建設業者資格審査取扱い基準 和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）をいう。
- (14) 入札参加資格の再認定 資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の再審査による再認定をいう。
- (15) 子会社等 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。
- (16) 親会社等 会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。
- (17) 会社等 会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。
- (18) 更生会社 会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。
- (19) 監査等委員である取締役 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における取締役をいう。
- (20) 指名委員会等設置会社の取締役 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役をいう。

- (21) 社外取締役 会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。
- (22) 業務を執行しない取締役 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役をいう。
- (23) 執行役 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役をいう。
- (24) 持分会社 合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- (25) 持分会社の社員 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員をいう。
ただし、同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。
- (26) 会社等の役員 会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、株式会社の取締役(監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社の取締役、社外取締役及び業務を執行しない取締役を除く。)、執行役、持分会社の社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。
- (27) 管財人 民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。
- (28) 組合等 複数の単体企業により構成される組合等をいう。
- (29) 本庁入札審査会 和歌山県県土整備部建設工事等入札審査会運営要領(平成20年6月1日施行)に定める和歌山県県土整備部建設工事等入札審査会等をいう。
- (30) 資格審査会 和歌山県建設工事等入札参加資格審査会設置要綱(平成14年6月1日施行)に定める和歌山県建設工事等入札参加資格審査会をいう。
- (31) 地方入札審査会 和歌山県県土整備部建設工事等地方入札審査会運営要領(平成20年6月1日施行)に定める和歌山県県土整備部建設工事等地方入札審査会等をいう。
- (32) 入札参加者 本競争入札に参加しようとする者をいう。
- (33) 入札書等 入札書(別記第3号様式)並びに入札書に添付する工事費内訳書(別記第2号様式)、入札時に提出を求める技術提案(総合評価を行う場合に限る。)及び意向確認書(低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象の入札に限る。)をいう。
- (34) 低入札要領 低入札価格調査実施要領【建設工事】(令和元年5月23日制定)をいう。
- (35) 技術資料等 技術資料及び入札公告において提出を指示する書類をいう。
- (36) 総合評価落札方式実施要綱 和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱(平成20年6月1日制定)をいう。
- (37) 入札時に提出を求める技術提案 総合評価において評価値を算定するために入札時に入札書に添付して提出を求める書類をいう。
- (38) 開札後に提出を求める技術提案 総合評価において評価値を確定するために入札後に書面により提出を求める書類及び第4条に規定する入札参加資格要件の確認を行うために開札後に書面により提出を求める技術資料をいう。
- (39) 意向確認書 低入札価格調査制度における意向確認設定案件の対象とされた入札公告において、入札参加者が低入札価格調査を受ける意思がある場合に提出する書類をいう。
- (40) 開札後に提出を求める技術提案等 開札後に提出を指示する書類をいう。

(41) 技術提案 入札時に提出を求める技術提案及び開札後に提出を求める技術提案をいう。

(42) 特別簡易型総合評価落札方式 総合評価落札方式実施要綱に定める特別簡易型総合評価落札方式をいう。

(対象工事)

第2条 対象工事は、県が発注する建設工事のうち予定価格が次の表に掲げる金額の範囲内の工事で、知事が選定したものとする。

予定価格	27億2千万円未満
------	-----------

(入札の公告)

第3条 対象工事を本競争入札に付するときは、原則として木曜日に、入札情報システムにより公告するものとする。ただし、当該木曜日が、祝日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日であって、休日等でない日に振り替えて公告するものとし、当該木曜日が、長期休暇期間に当たるときは、公告を行わないものとする。また、入札情報システムによる公告が困難な場合には発注機関での掲示により公告するものとする。

2 前項の規定により公告するときは、次に掲げる事項を入札公告例（別記第1号様式）に定めることにより行うものとする。

- (1) 入札に付する工事の概要に関する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 入札参加手続等に関する事項
- (4) 入札等に関する事項
- (5) 開札等に関する事項
- (6) 審査に関する事項
- (7) 低入札価格調査に関する事項
- (8) 総合評価に関する事項
- (9) 落札者の決定方法に関する事項
- (10) 契約に関する事項
- (11) その他本競争入札の手続に関し必要な事項

3 入札公告の期間は、原則として次の各号に掲げる区分による期間とし、その期間には、土日及び祝日を算入し、長期休暇期間並びに入札公告の初日及び末日を算入しないものとする。

- (1) 予定価格（税抜き）が5,000万円未満の工事 20日以上（発注機関の長が特に必要と認める場合は、15日以上）
- (2) 予定価格（税抜き）が5,000万円以上の工事 25日以上

(入札参加資格要件)

第4条 本競争入札に参加できる者は、単体企業（経常建設工事共同企業体を含む。以下同じ。）及び特定建設工事共同企業体で、入札書を提出した日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たしているものとする。ただし、技術者に関する要件のうち、専任配置に関する要件を設けるものについては、入札公告において特に定める場合を除き、技術資料を提出した日から当該要件を満たしているものとする。また、単体企業又は共同企業体いずれかでの参加しか認めないものとする。

(1) 単体企業及び特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる対象工事に共通する入札参加資格要件を満たしていること。ただし、経常建設工事共同企業体で参加する場合は、すべての構成員がア、イ、オ、カ、キ、ク及びケの要件を、共同企業体としてウ及びエの要件を満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

ウ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止の期間中でない者であること。

エ 資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の認定を受けている者又入札参加資格の再認定を受けている者であること。

オ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

カ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

キ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

ク 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしていない者でないこと。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

ケ 同一入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ① 子会社等と親会社等の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

- ① 組合等とその組合等を構成する単体企業の場合
- ② 一方の特定建設工事共同企業体の構成員と他方の特定建設工事共同企業体の構成員に資本関係又は人的関係がある場合
- ③ その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係がある

と認められる場合

(2) 単体企業及び特定建設工事共同企業体又はその構成員は、工事ごとに定める次に掲げる入札参加資格要件のうち、次条の規定により決定する具体的要件を満たしていること。

ア 入札に付する工事に対応した業種の資格審査取扱い基準若しくは県外建設業者資格審査取扱い基準に基づく資格の認定を受けている者又は入札参加資格の再認定を受けている者であること。

イ 資格審査取扱い基準における格付けに関する要件を満たしている者であること。

ウ 資格審査取扱い基準又は県外建設業者資格審査取扱い基準における審査項目に規定する総合点数に関する要件を満たしている者であること。

エ 同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件を満たしている者であること。

オ 技術者に関する要件を満たしている者であること。

カ 特定建設業の許可に関する要件を満たしている者であること。

キ 営業所の所在地に関する要件を満たしている者であること。

ク その他知事が定める要件を満たしている者であること。

(工事ごとに定める入札参加資格要件の決定)

第5条 前条第2号に規定する工事ごとに定める入札参加資格の具体的要件を定めようとするときは、次のとおり審議に付し決定するものとする。

(1) 予定価格が5億円以上の工事については本庁入札審査会の意見を聞いた上での資格審査会の審議

(2) 予定価格が5億円未満の工事（次号に掲げるものを除く。）については本庁入札審査会の審議

(3) 予定価格が5億円未満の工事で、単体企業のみに参加条件を限定し、かつ、最低価格落札方式又は特別簡易型総合評価落札方式による入札の対象とするものについては次に定める入札審査会の審議

ア 本庁発注の工事については本庁各局が別に定める当該局の入札審査会

イ アに定める工事以外の工事については地方入札審査会

(設計図書等)

第6条 設計図書等の閲覧等については、入札公告に示した方法により行うものとする。

2 前項の閲覧等は、原則として、入札公告の期間について行うものとする。

3 設計図書等を電子化できる工事については、入札情報システムにより、インターネットを利用して取得させることができるものとし、フロッピーディスク、光ディスク、コンパクトディスク等の電子媒体に設計図書等を記録できる工事については電子媒体により配布することができるものとする。

(技術資料)

第7条 発注機関の長は、第4条に規定する入札参加要件を確認するため、入札公告を行った後速やかに、技術資料の作成に係る事項等を記載した技術資料作成要領を入札参加者に対して入札情報システム等により、交付するものとする。

(設計図書等に対する質問及び回答)

第8条 設計図書等に対する質問は、質問書（別記第4号様式）により受け付ける

ものとし、入札公告の日から提出期間が始まる日までの間のうち、原則として3日間（休日等を含まない。）の受付期間を設定するものとする。この場合において、受付期間の最終日の受付終了時間は、午後4時とする。

- 2 発注機関の長は、前項の質問に対する回答を受付期間が終了した日から提出期間が始まる日までの間のうち休日等を除く日に、入札情報システムにより公表するものとする。ただし、これによりがたい場合には、発注機関での掲示により公表するものとする。

（入札書等の提出方法）

第9条 入札参加者は、入札書等を次の各号に掲げる事項を記載した封筒に入れ、郵便により提出しなければならない。

- (1) 開札日
- (2) 工事年度及び工事番号
- (3) 工事名
- (4) 工事場所
- (5) 入札者の商号又は名称（經常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名）
- (6) 建設業許可番号（經常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体代表幹事の建設業許可番号）
- (7) 担当者の所属及び氏名
- (8) 担当者連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）

- 2 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、入札公告に示す郵便局に局留で郵送しなければならない。

（入札書等の提出期限等）

第10条 入札書等の提出期限は、開札日の前日（その日が休日等であるときは、その前日以前においてその日に最も近い休日等でない日。以下同じ。）とする。

- 2 入札書等の提出期間は、開札日の前日から起算して5日前（休日等を含まない。）から前項に定める提出期限までとする。また、入札書等の提出期間の初日から末日までの間に長期休暇期間を挟まないものとする。
- 3 入札参加者は、入札書等を第1項に定める提出期限までに前条第2項に規定する提出先に到達するようにしなければならない。ただし、同項に規定する郵便局において、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとする。
- 4 第2項に定める提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
- 5 入札執行者は、原則として開札日に、前条第2項の郵便局の窓口で入札書等を受領するものとする。
- 6 受領した入札書等は、いかなる理由があっても開札まで封筒を開封しないものとする。
- 7 一度提出された入札書等の書替え、引換え又は撤回は、認めないものとする。
- 8 入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

（入札書等の不受理）

第10条の2 次の各号のいずれかに該当する入札書等は、不受理とし、入札書等不受理通知書（別記第5号様式）を添えて、当該入札者に普通郵便で郵送する

ものとする。

- (1) 第9条第2項に規定する郵送方法以外の方法により提出された入札書等
 - (2) 前条第2項に定める提出期間外に提出された入札書等
 - (3) 封筒表記の宛先、開札日、工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが未記載等により意思表示が明確でない入札書等
 - (4) 封筒表記の入札者の商号又は名称（經常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名）が記載されていない入札書等
 - (5) 封筒に開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所又は入札者の商号若しくは名称（經常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名）のいずれかが複数記載されている入札書等
- （入札の不成立）

第11条 入札書を提出した日から入札公告で定めた開札日時までの間、次条第1号から第10号までのいずれにも該当しない者が次の各号に定める数に満たないときは、この入札を不成立とする。

- (1) 予定価格5億円以上の工事（再度公告を行うものを除く。） 2者
- (2) 前号に定める工事以外の工事 1者

2 前項の規定による入札不成立の判断は、開札日を基準に行うものとし、入札が成立した後であっても、開札日において入札不成立の条件を満たすことが明らかであったと判明した場合は、当該入札を不成立とする。

（失格）

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札候補者となることができない。

- (1) 同一の入札について、2以上の入札をした者
- (2) 金額の記入がない入札書による入札をした者
- (3) 金額を訂正した入札書による入札をした者
- (4) 工事年度・工事番号、工事名又は工事場所のいずれかが入札公告と一致しない入札書による入札をした者
- (5) 建設業許可番号が記載されていない入札書による入札をした者
- (6) 工事年度・工事番号、工事名、工事場所、商号若しくは名称（經常建設工事共同企業体及び特定建設工事共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表幹事の商号又は名称）、住所又は代表者名のいずれかが記載されず、若しくは記載に誤りがあり、又は入札者の押印のない入札書による入札をした者
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札をした者
- (8) 工事費内訳書を提出しない者
- (9) 明らかに談合その他の不正な行為によって入札をしたと認められる者
- (10) 第4条に規定する要件を満たさない者
- (11) 最低制限価格を設定した工事において、最低制限価格未満の価格による入札をした者
- (12) 指定された期限までに第16条第2項に規定する関係様式を提出しなかった者
- (13) 低入札価格調査において、低入札要領に定める失格となる入札をした者
- (14) 指定する期限までに技術資料等を提出しなかった者
- (15) 虚偽の技術資料を提出した者

- (16) 工事費内訳書において、意思表示が不明瞭な入札をした者
- (17) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者
- (18) 技術提案において、入札に係る情報（過去の入札に係る情報のほか、あらゆる情報を含む。）を、他の入札参加者から入手していると認められる者
- (19) 前各号に掲げる者のほか、入札公告において指示した事項に反して入札をした者

（入札経過書の作成）

第13条 入札執行者は、開札日に、封筒の表記をもとに入札経過書（別記第6号様式）を作成するものとし、対象工事に係る入札書等を提出した全ての入札参加者を記載するものとする。

- 2 第10条の2の規定により不受理とする場合は、その旨を入札経過書に記載するものとする。

（開札）

第14条 開札は、休日等を除く日のうちから発注機関の定める日時に行うものとし、その日時及び場所は入札公告に示すものとする。

- 2 開札は、公開とする。
- 3 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 4 入札経過書には、前項の規定により立ち会った入札事務に関係のない職員が署名するものとする。
- 5 入札執行回数は、1回とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、その旨を告げ、開札手続を終了するものとする。
- 6 入札執行者は、開札後直ちに入札書に通し番号を付し、提出のあった入札書の数を公表した上で、開札手続を終了するものとする。
- 7 入札執行者は、開札手続終了後速やかに、入札書を提出した入札参加者について第12条第1号から第10号までの規定に該当する者の有無を審査し、発注機関の長は、同条の規定に基づき、開札日において当該入札が成立したか否かの判断を行うものとする。
- 8 入札執行者は、開札終了後、予定価格の制限の範囲内の価格で最も低い価格の入札者を最低価格入札者とする。なお、最低価格入札者が2者以上ある場合は、発注機関の長は、次条に規定する技術資料等の提出期限までの間に当該最低価格入札者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、くじを行う日時及び場所は発注機関の長が指定するものとし、指定する日時及び場所に当該最低価格入札者が出席しない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、順位を決定するものとする。

（落札候補者決定のための発注機関の長による入札参加資格要件審査）

第15条 発注機関の長は、休日等を除く日に前条の規定による当該最低価格入札者にファクシミリ又は電話により連絡し、技術資料等の提出を指示するものとする。

- 2 最低価格入札者は、発注機関の長から技術資料等の提出を求められた場合には、提出を指示された日から起算して、原則として2日以内（休日等を含まない。）に提出しなければならない。

- 3 一度提出された技術資料の書替え、引換え又は撤回は、認めないものとする。ただし、発注機関の長は、必要と認めるときは、すでに提出された技術資料に関しより詳細な資料を提出させることができるものとする。
- 4 発注機関の長は、技術資料等の受領後速やかに、最低価格入札者が第4条に規定する入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を行うとともに、第12条各号（第13号を除く。）の失格事由に該当しないことを確認した上で、落札候補者として決定する。この場合において、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者に対し技術資料等の提出を指示し、落札候補者が決定できるまで順次審査するものとする。
- 5 前項の審査の結果における落札候補者が、当該審査以降において第12条の規定による失格となった場合には、前項後段の規定の例により落札候補者を決定するものとする。
- 6 入札参加資格要件の審査は、入札参加資格要件審査結果調書（別記第7号様式）により取りまとめ、入札書等とともに発注機関で保存するものとする。
- 7 入札参加資格要件の審査は、開札日の翌日から起算して原則として5日（休日等を含まない。）以内に行わなければならない。
（低入札価格調査について）

第16条 最低価格入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、別に規定する低入札要領により低入札価格調査を行うものとする。

- 2 低入札要領による低入札価格調査の対象となる入札を行った者は、同要領に規定する関係様式を、提出を指示された日から起算して5日以内（休日等を含まない。）に提出しなければならない。
（落札決定方法）

第17条 発注機関の長は、休日等を除く日に落札決定を行うものとし、第15条に規定する手続を経て落札候補者となった者を落札者とする。ただし、落札候補者が低入札価格調査の対象である場合にあっては、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認のうえ、落札者とする。

（落札者の決定又は入札参加資格要件不適格の決定）

第18条 発注機関の長は、前条の規定により落札者を決定したときは、当該落札者にファクシミリ又は電話により契約締結に必要な書類の提出を指示するものとする。

- 2 発注機関の長は、第15条第4項の審査により当該最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たさないことを確認した場合は、当該最低価格入札者に対して入札参加資格要件不適格通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。
- 3 落札決定後、契約の日までの期間に、落札者（共同企業体の場合は構成員を含む。以下同じ。）が、第4条に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。また、仮契約を行う場合にあっては、同様とする。
（入札参加資格要件を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第19条 前条第2項の通知を受理した者で当該通知に不服があるものは、当該通知が到達した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に、発注機

関の長に対して当該入札参加資格要件を満たさないと認めた理由について説明を求めることができる。

- 2 当該入札参加資格要件を満たさないと認められた者が前項の説明を求める場合は、苦情申立書（別記第9号様式）を持参し、又は郵送して行うものとする。
- 3 発注機関の長は、第1項の規定により説明を求められたときは、苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日等を含まない。）以内に回答するものとする。
- 4 当該苦情の申立ては、前4条及び次条の事務の執行を妨げないものとする。
（入札結果等の公表）

第20条 発注機関の長は、対象工事の入札経過を開札後速やかに、対象工事の入札結果を落札決定の翌日（休日等の場合は、翌日以降で最も近い休日等でない日）に、閲覧等により公表するものとする。

- 2 発注機関の長は、前項の公表までの間、入札経過及び入札結果の問い合わせには、一切応じないものとする。ただし、別に定めがある場合については、この限りではない。
（入札の延期、取り止め）

第21条 知事は、本競争入札において、事故等が発生したとき、不正な行為等により必要があると認めるとき又はその他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取り止めることができるものとする。
（費用の負担）

第22条 入札書等及び苦情申立書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札参加者が負担するものとする。
（その他）

第23条 発注機関は、入札参加者が提出した技術資料を、当該入札参加者に無断で使用しないものとする。

- 2 対象工事の入札関連書類は、和歌山県ホームページに掲載するものとする。
（総合評価に係る読み替え）

第24条 この要領に基づき入札を実施する建設工事のうち、総合評価落札方式実施要綱による総合評価を行うものについては、本要領中次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条	技術資料の作成	技術提案の作成
	技術資料作成要領	技術提案作成要領
第12条第8号	工事費内訳書	工事費内訳書及び入札時に提出を求める技術提案
第12条第14号	技術資料等	開札後に提出を求める技術提案等
第12条第15号	技術資料	技術提案
第12条第16号	工事費内訳書	工事費内訳書及び技術提案

第14条第8項	開札終了後	開札終了後、総合評価を行った結果
	最も低い価格	最も高い評価値
	最低価格入札者	最高評価値入札者
第15条第1項及び第2項	最低価格入札者	最高評価値入札者
	技術資料等	開札後に提出を求める技術提案等
第15条第3項	技術資料	技術提案
第15条第4項	技術資料等	開札後に提出を求める技術提案等
	最低価格入札者	最高評価値入札者
第15条第7項	開札日	総合評価が完了した日
第16条	最低価格入札者	最高評価値入札者
第18条第2項	最低価格入札者	最高評価値入札者
第23条第1項	技術資料	技術提案

附 則

- 1 この要領は、平成18年6月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。
- 2 次に掲げる要領は、廃止する。
 - (1) 建設工事に係る受注希望公募型競争入札（事後審査・郵送方式）実施要領（平成17年7月25日制定）
 - (2) 建設工事に係る条件付き一般競争入札（事後審査・郵送方式）試行要領（平成17年8月1日制定）

附 則

この要領は、平成18年10月23日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成19年2月8日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成21年2月12日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月16日から施行し、平成21年5月1日以降に提出期間を定める対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、改正後の第2条については施行日以後から、その他の改正後の規定については平成22年4月15日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成24年2月24日から施行し、平成24年4月1日以降に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成25年8月12日から施行し、平成25年8月15日以降に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年3月25日から施行し、平成26年4月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月30日から施行し、平成26年5月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成26年9月12日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成27年3月10日から施行し、平成27年4月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年3月1日から施行し、平成28年4月1日以降に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月27日から施行し、平成28年6月1日以降に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月19日から施行し、平成28年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成29年5月16日から施行し、平成29年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月1日から施行し、平成30年4月1日以降に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成30年3月26日から施行し、平成30年6月1日以降に提出期間を定める対象工事から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、施行日以降に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月31日から施行し、令和元年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年8月26日から施行し、令和元年10月1日以降に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年11月20日から施行し、施行日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年3月5日から施行し、令和3年4月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。ただし、別記第9号様式の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に存する様式の内紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

附 則

この要領は、令和3年5月24日から施行し、令和3年6月1日以降に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年9月15日から施行し、令和3年10月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行し、令和4年4月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月17日から施行し、令和4年6月1日以後に入札公告

を行う対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行し、令和5年1月1日以後に契約を締結する対象工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行し、令和6年4月1日以後に入札公告を行う対象工事から適用する。